別表第五山口の款山口の項管轄区域の欄中「、阿武郡のうち阿東町」を削り、同款萩（長門）の項管轄区域の欄中「（山口公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削り、同表長崎の款佐世保の項管轄区域の欄中「（江迎公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を加え、同款江迎の項を次のように改める。

江迎	佐世保市のうち江迎町、鹿町町、平戸市、松浦市
佐世保市	

別表第五熊本の款熊本（上益城）の項管轄区域の欄中「（宇城公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を「（菊池公共職業安定所及び宇城公共職業安定所の管轄区域を除く。）」に改め、同款菊池の項管轄区域の欄を次のように改める。

熊本市のうち植木町、山鹿市、菊池市、合志市、菊池郡	

別表第五熊本の款宇城の項管轄区域の欄中「富谷町」を「城南町、富谷町」に改め、同表宮崎の款宮崎の項管轄区域の欄中「、宮崎郡」を削り、同表鹿児島の款国分（大口）の項管轄区域の欄中「伊佐市」の下に「、姶良市」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一　別表第五静岡の款浜松（細江）（天竜）の項公共職業安定所名の欄及び位置の欄の改正規定　平成二十二年三月一日

二　別表第四山梨の款及び別表第五山梨の款の改正規定　平成二十二年三月八日

三　別表第四愛知の款並びに別表第五愛知の款及び岡山の款の改正規定　平成二十二年三月二十二日

四　別表第四埼玉の款、静岡の款、熊本の款、宮崎の款及び鹿児島の款並びに別表第五埼玉の款、静岡の款浜松（細江）（天竜）の項管轄区域の欄、同款富士宮の項、熊本の款、宮崎の款及び鹿児島の款の改正規定　平成二十二年三月二十三日

五　別表第四新潟の款及び長崎の款並びに別表第五北海道の款岩見沢（美唄）の項、新潟の款、静岡の款三島（熱海）（伊東）の項、京都の款及び長崎の款の改正規定　平成二十二年三月三十一日

○経済産業省令第三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十一条の二第一項、第二十二条第一項、第四十八条第一項及び第五十条第一項の規定に基づき、核燃料物質の加工の事業に関する規則及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日　　経済産業大臣　直嶋　正行

核燃料物質の加工の事業に関する規則及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部を改正する省令

（核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正）

第一条　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の八第一号中「及び生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関するそれぞれの手順」を「に関する手順（第九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

第八条中「品質保証に関すること（」の下に「根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに」を加える。

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

第二条　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の九第一号中「及び生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関するそれぞれの手順」を「に関する手順（第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

第十七条中「品質保証に関すること（」の下に「根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第二十二条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十二年四月三十日までに、この省令第一条の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則第八条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　この省令の公布の際現に規制法第五十条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十二年四月三十日までに、この省令第二条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十七条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

○経済産業省令第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十五条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の十八第一項、第四十三条の二十第一項、第五十一条の十六第一項及び第二項並びに第五十一条の十八第一項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日　　経済産業大臣　直嶋　正行

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する省令

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の三の七第一号中「手順」の下に「（第十九条の十七各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）」を加え、同条第二号中「第十九条の十七各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）」を「根本原因分析」に改める。

第十六条中「根本原因の分析」を「根本原因分析」に改める。